

官民連携データプラットフォーム ポリシー策定委員会

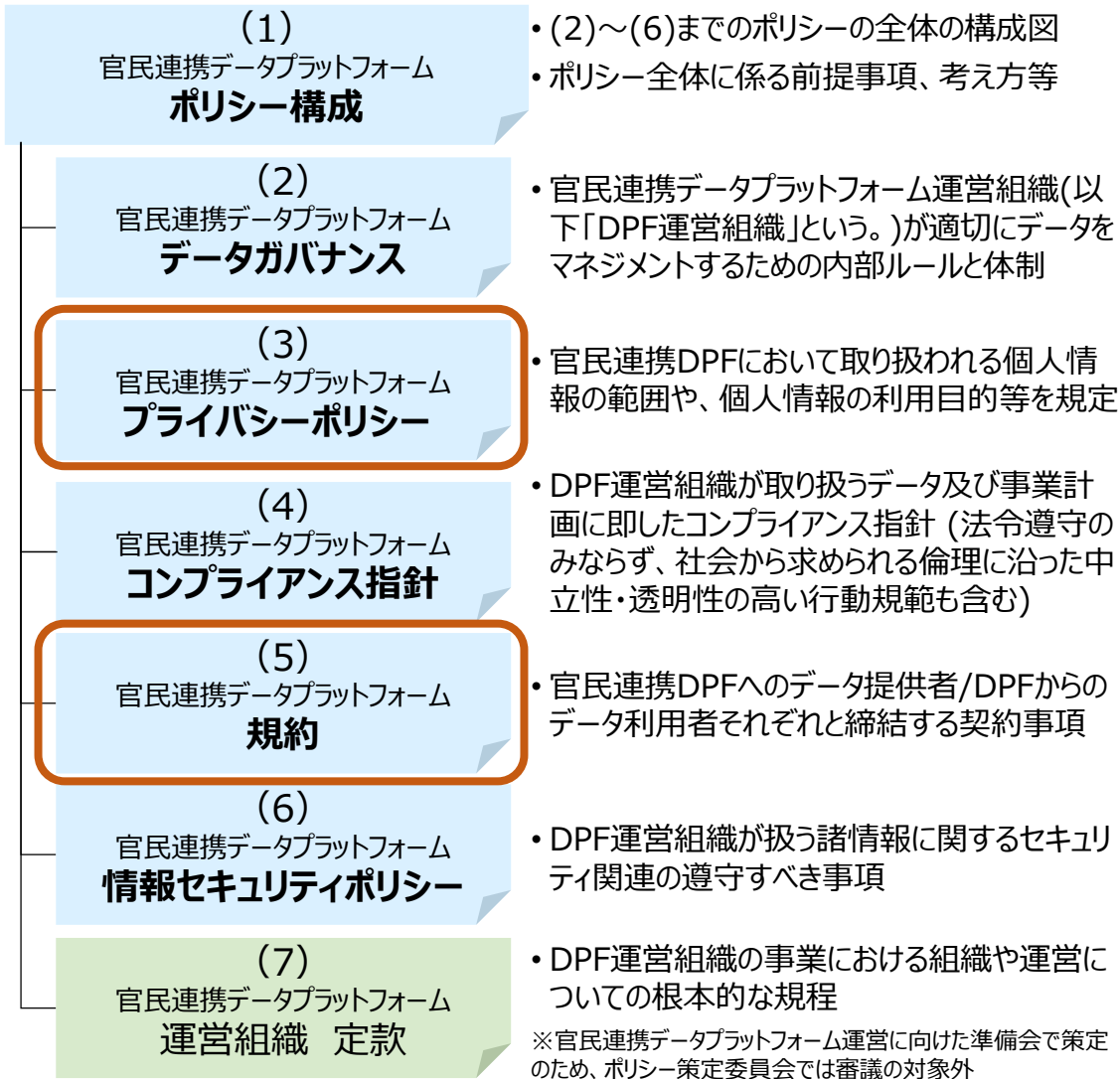
資料3 事務局説明資料

前回の振り返り

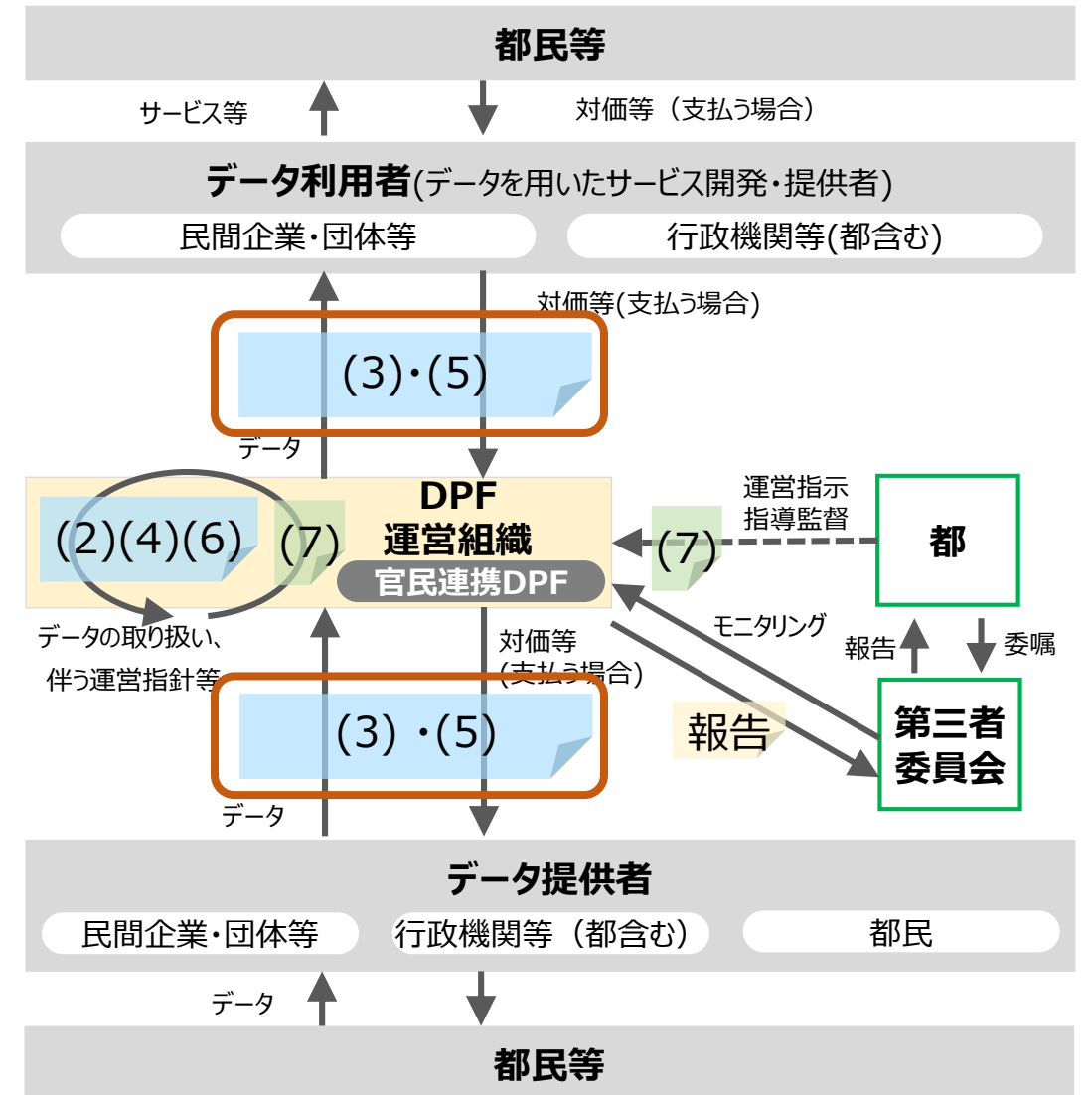
ポリシー策定委員会(第一回)の討議の対象

官民連携DPFポリシー策定委員会
(第一回) 資料再掲

策定対象



関連・位置づけ



前回の振り返り

第一回委員会で委員からいただいた意見・質問をポリシー策定委員会事務局にて以下のように整理。準備会への提言及び確認事項を抜粋

	分類	主なご意見・質問の例	対応方針
事業内容・組織全般	あり方	<ul style="list-style-type: none"> 都民や都の事業者に対してコミュニティ的な存在で事業を推進していくか 	準備会への提言及び確認予定
	定款	<ul style="list-style-type: none"> 定款はいつ頃に策定されるか (委員会内で定款内容を反映したポリシーの策定ができるか否か) 	
	事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 事業の具体的な事例を基に、想定する事業内容(パーソナルデータの取り扱いも含む)を定めるべき 都民のニーズから遡って事業内容や集めるデータを考えるべき 	
	取扱データ	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー情報・災害関連・道路関連の事業に早い段階から着手すべき 具体的に取り扱うデータを基に、どのようなユースケースが想定されるか 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> D P F 事業利用者に対してどのようにデータ情報を公開するか。例えば、カタログのような状態にしてサイトに掲載するイメージであるか D P F はどのようなデータを長期的に所有するか。(基本的にはデータを所有しないが、全く所有しないことはあり得ないと想定) 紛争解決の仕組みを構築すべきではないか 	

前回の振り返り

第一回委員会で委員からいただいた意見・質問をポリシー策定委員会事務局にて以下のように整理。準備会への提言及び確認事項を抜粋

分類		主なご意見・質問の例	対応方針
データ提供者	会費	<ul style="list-style-type: none"> データ提供者に会費を求めることを見直すべき(会費を払ってまでデータを提供したい個人・団体が存在するか)。ただし、コミュニティ的な位置づけで事業運営するのであれば話は別である 	準備会への提言及び確認予定
	提供資格	<ul style="list-style-type: none"> データ提供促進を優先すると、厳しい資格を求めることは適していない。まずはどのような個人・団体からデータを提供いただけるか確認すべき 	
データ利用者	利用資格	<ul style="list-style-type: none"> データ利用の審査基準を設けるべきであると考えている。特に問題が発生する利活用をする業者等が想定される。その他、海外事業者の利用を認めるか否か 	
	求めること	<ul style="list-style-type: none"> D P F はデータ利用者に対して強い制約を課すべきか否か。例えば、情報銀行の場合はデータ利用者に対してデータの利用を限定的にしたりしているが、果たしてD P F も同様にそれを求めるべきであるか データ利用者に対して、提供されたデータからどのようなメリットがあったか報告を受けることを求めることはいかがか 	

前回の振り返り

第一回委員会で委員からいただいた意見・質問とそれに対する対応方針を、ポリシー策定委員会事務局にて以下のように整理

	分類	主なご意見・質問の例	対応方針
事業内容・組織全般	情報銀行との事業差異	<ul style="list-style-type: none"> • DPF事業と、情報銀行事業の差分は何か 	<ul style="list-style-type: none"> • P.12を基に説明
	プライバシーポリシーの対象	<ul style="list-style-type: none"> • プライバシーポリシーは誰に対して示すものであるか。通常は対個人に対して示すものであると想定している • 個人に対するものではなく、総じて憲章を掲げることはいかがか 	<ul style="list-style-type: none"> • 広く対象にプライバシーステートメントを掲げる • P.13を基に説明
	パーソナルデータの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報保護法や、東京都個人情報の保護に関する条例に規定する個人情報を含め、包括された意味を持つ「パーソナルデータ」として情報を取り扱うことはいかがか 	<ul style="list-style-type: none"> • パーソナルデータとして情報を取り扱う
	データの保存期間の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> • データ提供者から提供されたデータの鮮度についてどう保つか 	<ul style="list-style-type: none"> • データ提供者にデータの取得期日を要求する
	第三者からの認定取得是非	<ul style="list-style-type: none"> • 運営組織の情報セキュリティ体制を対外的に示すうえでは、プライバシーマークやISMS適合性評価*の取得の是非を考えるべき 	<ul style="list-style-type: none"> • プライバシーマークを取得する • P.14を基に説明

* ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム)適合性評価は、国際的に整合性のとれた情報セキュリティマネジメントシステムに対する第三者適合性評価

前回の振り返り

第一回委員会で委員からいただいた意見・質問とそれに対する対応方針を、ポリシー策定委員会事務局にて以下のように整理

	分類	主なご意見・質問の例	対応方針
データ提供者	データ提供元への関与・利用同意の取得	<ul style="list-style-type: none"> データ提供元に対してD P Fが何らかの形で接点を持ち、プライバシーポリシー(プライバシーステートメント)を示し、利用・提供の同意を得る必要があるのではないか 個人情報を含むデータについては、ダッシュボード*等を必須とすることはいかがか。一方で個人情報を含まないデータ(匿名加工情報を含む)は、ダッシュボードの必要性はないと想定される 	<ul style="list-style-type: none"> P.15を基に説明
	規約の1本化	<ul style="list-style-type: none"> 基本的にはD P Fの規約は一つにし、事業者ごとに変える必要はないのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 原則規約は一つとするが必要に応じて個別契約で条件変更することは妨げない
	個人情報を含まないデータ提供を受ける際の課すべき条件	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報以外でも、個人情報が含まれる場合を想定した際、データ提供者に対して何を課すべきであるか 	<ul style="list-style-type: none"> 提供者に対して、個人情報は入っていないと宣言していただいたうえで受領

*個人が自分の情報を管理する画面機能のこと

前回の振り返り

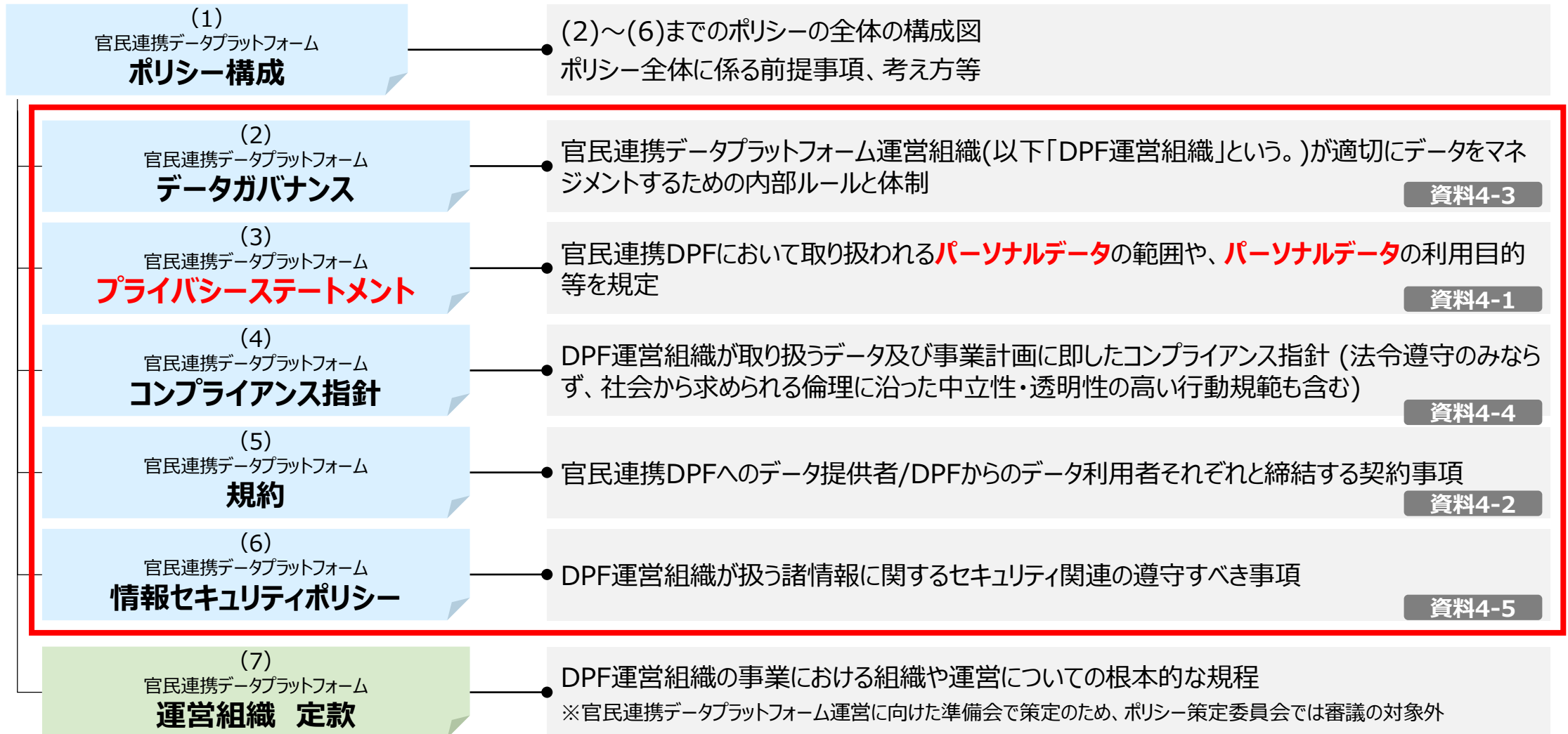
第一回委員会で委員からいただいた意見・質問とそれに対する対応方針を、ポリシー策定委員会事務局にて以下のように整理

	分類	主なご意見・質問の例	対応方針
データ利用者	利用 審査基準	<ul style="list-style-type: none"> • データ利用の審査基準を設けるべきであると考えている。特に問題が発生する利活用をする業者等が想定される • D P F は都庁のような地方自治体ではないため、審査基準を公開する必要はないのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> • P.16を基に説明
	データの条件付き提供	<ul style="list-style-type: none"> • 個人を特定しないデータを提供している場合でも、データ利用者が個人を特定できるよう突き合わせる可能性がある。データ提供の際に、個人を紐づけるような行為をしないことを条件として入れるべきではないか 	<ul style="list-style-type: none"> • 提供先企業が、DPFからもらう個人関連情報をパーソナルデータと紐づけることについて本人の同意を得ており、その事実が確認できるものを用意いただくことを規約に記載する予定
	個人情報含まないデータ提供を受ける際の課すべき条件	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報以外のデータでも、個人情報が含まれる場合を想定した際、データ提供者に対して何を課すべきであるか 	<ul style="list-style-type: none"> • P.16を基に説明
	データ利用者からのデータの利活用報告の是非	<ul style="list-style-type: none"> • データ利用者に対して、提供されたデータからどのようなメリットがあったか報告を受けようとするのはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> • P.16を基に説明

条項案の提示 (指摘反映箇所・作成時の留意点)

条項案提示

第一回委員会でのコメントを受け、「プライバシーポリシー」を広範囲の関係者を対象とする「プライバシーステートメント」に変更。規約は、データ利用者がデータ提供者にもなり得ることから、両者向け規約を統合し一本化



プライバシーステートメント・規約 留意点

今後の事業拡大を考慮し、汎用性の高い粒度感で各条項案を策定

	目的	策定時の留意点	参考資料
(3) プライバシー ステートメント	<ul style="list-style-type: none"> DPFにおいて取り扱われるパーソナルデータの範囲や、パーソナルデータの利用目的等を規定指し示すため 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都個人情報の保護に関する条例 第28条」から、DPFは都の政策連携団体になる見込みであるため、都の条例に対して努力義務が課されることを意識 令和2年個人情報保護法改正 <ul style="list-style-type: none"> -公表事項の追加（住所、代表者氏名、第三者提供時の記録の開示手続等） -公表事項の充実の方向性（第155回個人情報保護委員会資料より） <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱体制や講じている措置の内容（政令事項） ・保有個人データ*₁の処理の方法（利用目的の特定に取り入れる） -オプトアウト制限強化（オプトアウトで得た情報をオプトアウトで提供不可） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都個人情報の保護に関する条例 令和2年個人情報保護法改正
(5) 規約	<ul style="list-style-type: none"> DPFへのデータ提供者/DPFからのデータ利用者それぞれと締結する契約事項を指し示すため 	<ul style="list-style-type: none"> 政府・民間等のガイドラインや、デジタルプラットフォーム等の類例を参考に策定 【参考規約類例】 <ul style="list-style-type: none"> -国内外の大手プラットフォーム -情報銀行認定事業者 -DMP(Data Management Platform)*₂事業者 -次世代医療基盤法に基づく認定事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律 情報銀行モデル契約約款

*₁個人情報取扱事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有している個人データのこと

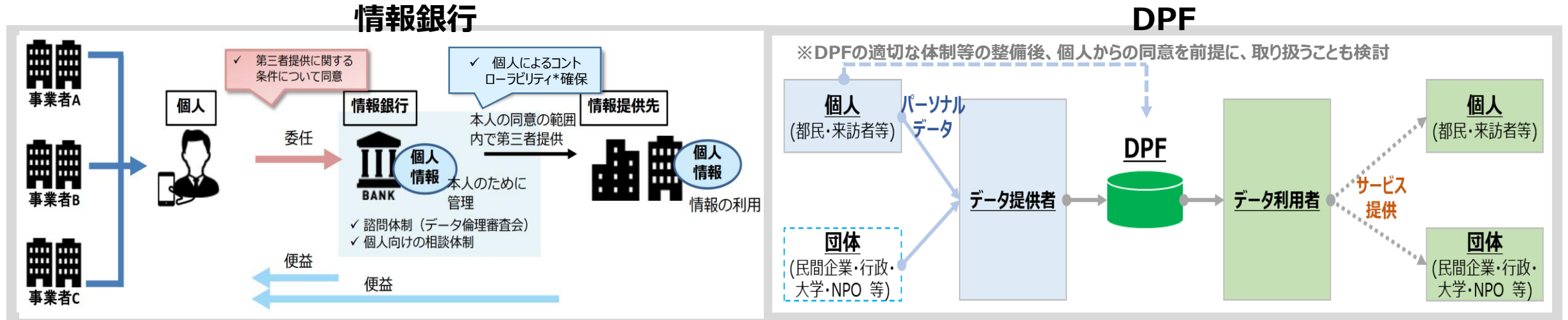
*₂インターネット上に蓄積された様々な情報データを管理するためのプラットフォーム

データガバナンス・コンプライアンス指針・情報セキュリティポリシー 留意点

今後の事業拡大を考慮し、汎用性の高い粒度感で各条項案を策定

	目的	策定時の留意点	参考資料
(2) データガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> D P F 運営組織が適切にデータをマネジメントするための内部ルールと体制を指し示すため 	<ul style="list-style-type: none"> D P F 固有の観点として、データプラットフォーム事業を運営する事業者に対して求められる観点を条項案に反映 (例、データの信頼性・最新性等) 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーガバナンスガイドブック サイバーセキュリティ経営ガイドライン
(4) コンプライアンス指針	<ul style="list-style-type: none"> D P F が取り扱うデータ及び事業計画に即したコンプライアンス指針を指し示すため 	<ul style="list-style-type: none"> D P F 固有の観点として、事業プリンシプルも考慮した内容を条項に反映 (「民間の活力を最大限活用する」「データを都民へ返す」*) 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都コンプライアンス基本方針
(6) 情報セキュリティポリシー	<ul style="list-style-type: none"> D P F 運営組織が扱う諸情報に関するセキュリティ関連の遵守すべき事項を指し示すため 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都サイバーセキュリティ基本方針 5 地方独立行政法人等への指導*」を考慮し、基本的には東京都サイバーセキュリティ基本方針を基に、条項案を策定 *東京都が設立した地方独立行政法人及び東京都政策連携団体においては、本基本方針等を参考に、各団体等においてサイバーセキュリティ対策に係る基本方針等を策定するなど、必要なサイバーセキュリティ対策を実施するよう、所管局は適正に指導を行うこととする 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都サイバーセキュリティ基本方針 中小企業のための情報セキュリティ対策ガイドライン

情報銀行とDPF事業の違い



情報銀行

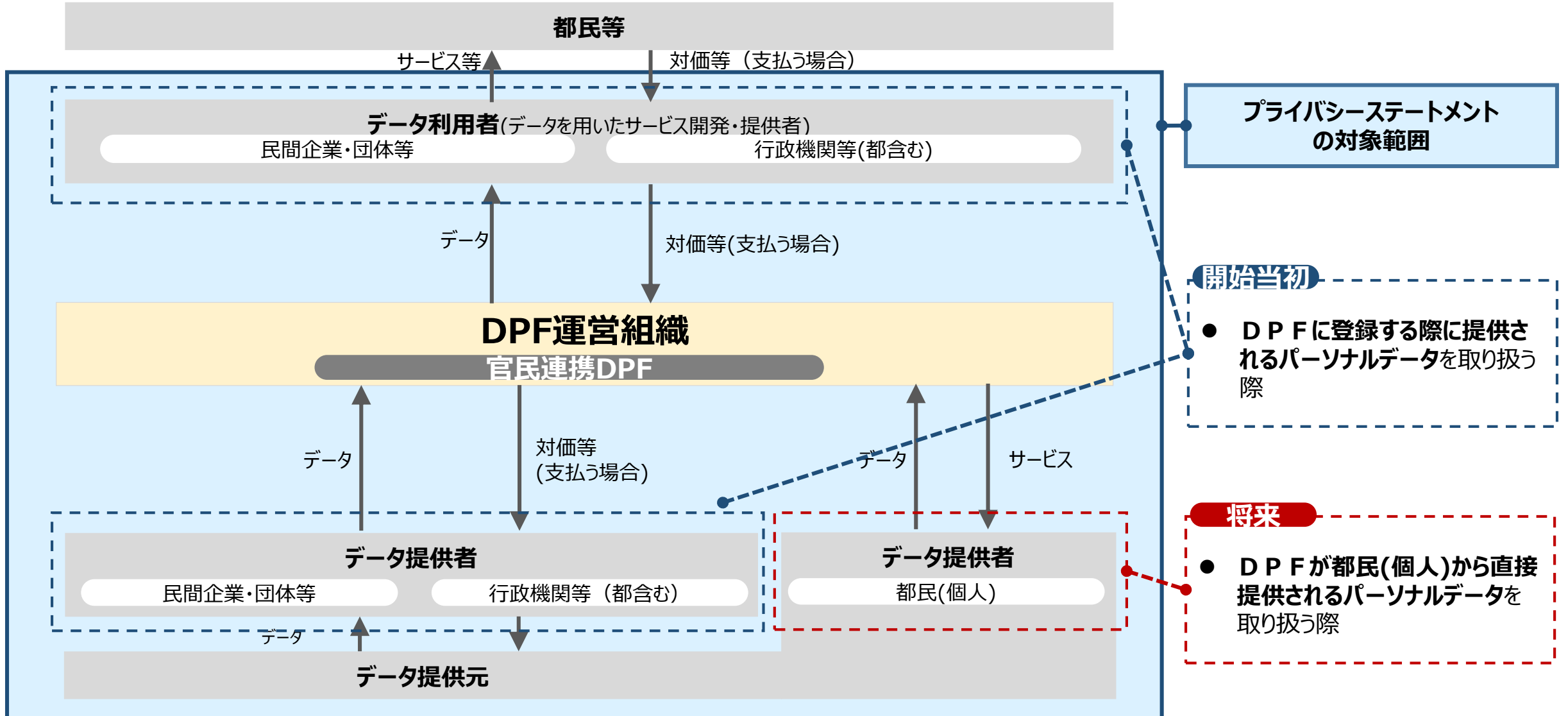
DPF

個人情報 取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 有 	<ul style="list-style-type: none"> 当初はないが将来的に取り扱う可能性有
個人との接点	<ul style="list-style-type: none"> 有 	<ul style="list-style-type: none"> 当初はないが将来的に接点を持つことも想定
データの取得方法	<ul style="list-style-type: none"> 直接取得 	<ul style="list-style-type: none"> 当初はデータ提供者からの提供が中心。将来的には個人から直接取得することも想定
取り扱い目的	<ul style="list-style-type: none"> 個人からの委任を受けて本人のために管理・第三者提供を行うことで本人への便益をもたらすため 	<ul style="list-style-type: none"> データ流通の促進によるSociety 5.0の実現のため
提供先	<ul style="list-style-type: none"> 本人の同意の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の要件を満たすデータ利用者

*制御可能性

プライバシーステートメント(仮称)の対象

事業開始当初は個人情報の取扱いは想定していないが、パーソナルデータが含まれることや将来的には個人情報も取り扱うことを想定していることから、まずは広く対象とした「プライバシーステートメント」を策定



プライバシーマーク取得の是非

データ提供者・データ利用者に対して安全・安心な組織であることを明示できることから、プライバシーマーク取得を進める方針

プライバシーマーク 概要

ポリシー策定委員会事務局の見解

概要

- 企業や団体など（事業者）の個人情報保護の体制や運用の状況が適切であることを、消費者に対して“プライバシーマーク”というロゴマークを用いてわかりやすく示す制度
- 2年ごとに更新申請が必要

申請資格

- 「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（JIS Q 15001）」に基づいた個人情報保護マネジメントシステム（PMS）を定めていること
- 個人情報保護マネジメントシステム（PMS）に基づき実施可能な体制が整備されて個人情報の適切な取扱いが行なわれていること
- 申請事業者の社会保険・労働保険に加入した正社員、または登記上の役員（監査役を除く）の従業者が2名以上いること（JIS Q 15001が規定する個人情報保護マネジメントシステム（PMS）を構築するためには、個人情報保護管理者、個人情報保護監査責任者の任を負うものが1名ずつ必要であるため）
- その他

メリット

- 将来的に個人情報の取扱いが想定されるため、主にデータ提供者に対して個人情報保護体制・運用状況が適切であることを示すことができる
- 2年ごとの更新のため、定期的な見直しが必要であることから利用者へ継続して安心感を与えることができると想定
- プライバシーマークを取得していることから、組織内でのデータ取扱いに関する意識醸成等も期待できる
- 申請資格に必要な事項を加味しながら、今後定款の作成等に反映できるものがあると想定

データ提供元への関与・利用同意の取得

データ提供者から提供された提供元の個人情報、個人情報のままのDPFから先への転用が不可。提供元に対する転用の同意をDPF・データ提供者が再取得することも現実的に難しいため、加工・統計化データとして提供せざるを得ない

問題点

1

転用の同意取得が別途必要

- データ提供者を介して得た個人情報は提供元から転用する利用許諾を得ていないことが想定される

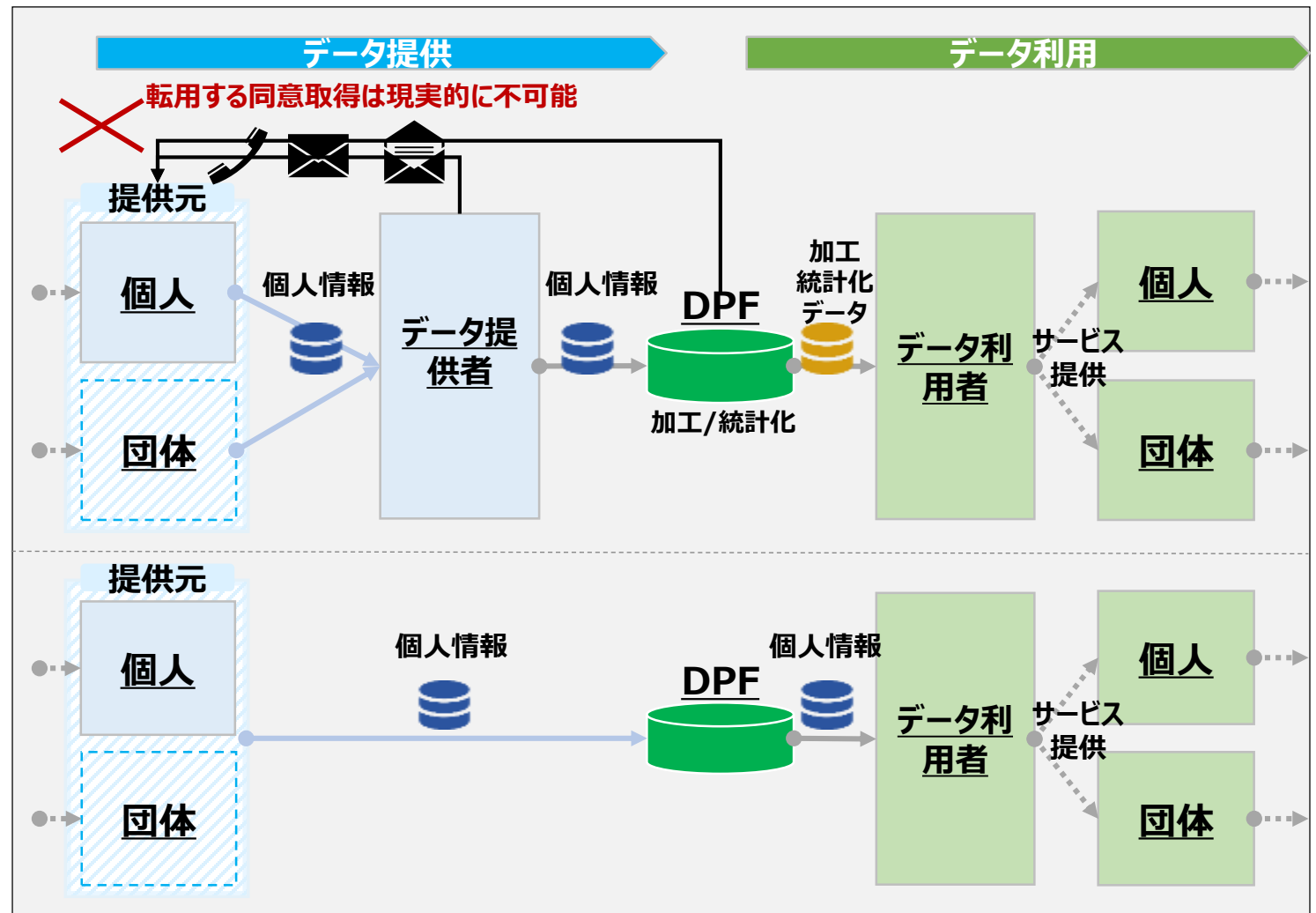
2

転用の同意取得が困難

- データ提供者から提供元に対して、DPFから転用の同意を再取得してもらうことは現実的ではない
- データ提供元との接点を持たないDPFがデータ提供者の代わりに同意取得を得ることも現実的ではない。いきなりDPFから連絡することは、かえって提供元に対して不信感を募らせる懸念

✓ データ提供者から第三者提供が認められた個人情報を取得した際は、加工・統計化したうえでデータ利用者に提供が可能

✓ DPFが個人情報を提供する場合は、提供元から直でデータを取得する必要がある



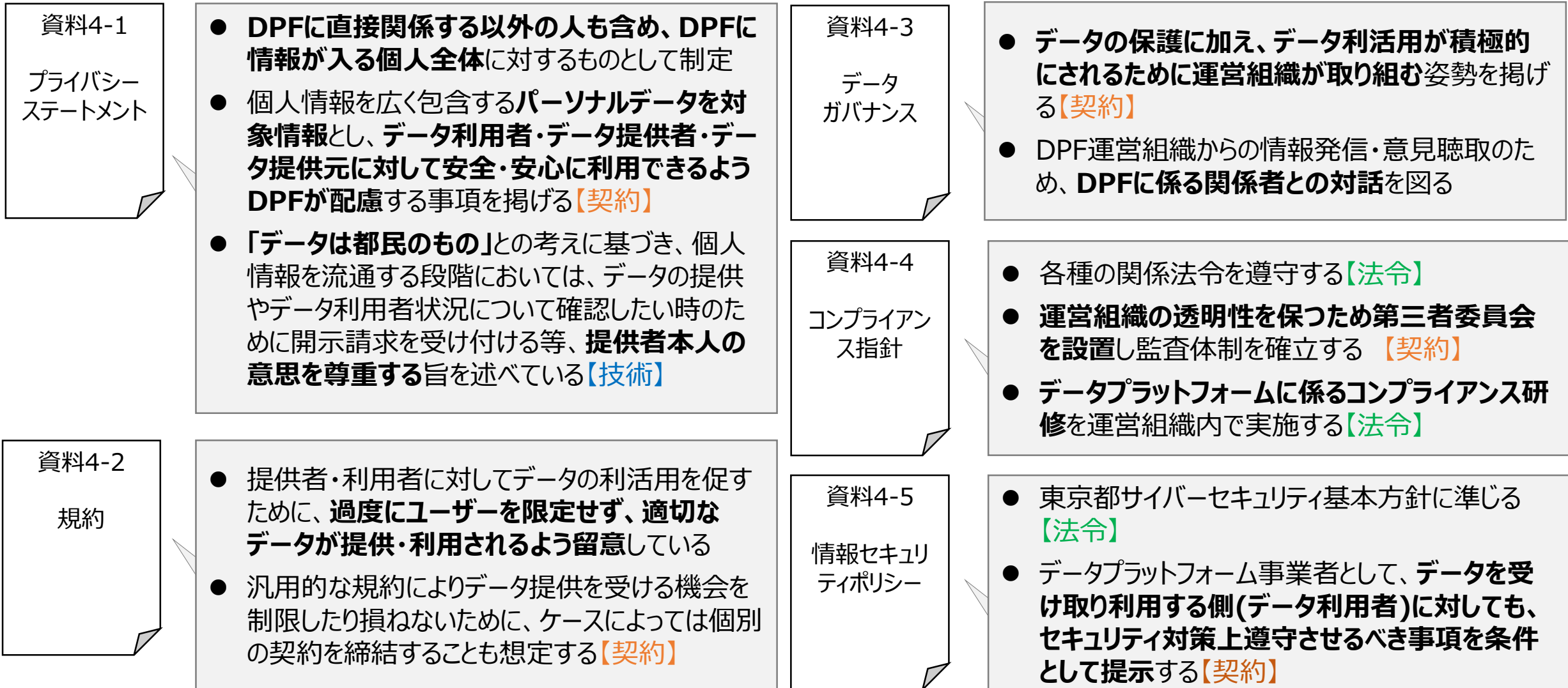
データ提供者・DPF・データ利用者のタイミング別実施・確認事項等

タイミング	データ提供者	DPF	データ利用者
審査時	<p>提供資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力等を除くが、その他については準備会で検討中 	<p>資格確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 両者の資格を確認し、DPFへのID登録対応を実施 	<p>利用資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力を除くが、その他については準備会で検討中
取引時	<p>提供データ</p> <ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力、公序良俗に反するデータ、不正取得されたデータ等 以外 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> いつ時点のデータであるか明示 個人情報を含まないデータの場合は、含まないことを宣言 	<p>受付対応</p> <ul style="list-style-type: none"> データ提供の受付 <ul style="list-style-type: none"> 提供受付時の確認事項等を確認しデータ提供受付 データ一覧へ掲載 データ利用の受付 <ul style="list-style-type: none"> 利用受付時の確認事項等を確認 データの提供 	<p>利用目的等報告</p> <ul style="list-style-type: none"> データ提供を受ける際に利用目的等必要事項をDPFに報告 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用方法*に抵触しないことを宣言 *違法行為、公序良俗に反する利用、再提供の禁止 等
取引後	<p>開示請求</p> <ul style="list-style-type: none"> データ利用状況等についてDPFへ開示請求可 	<p>開示請求対応</p> <ul style="list-style-type: none"> データ提供者からの開示請求対応 <p>データ利活用状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> データ利用者へのデータ利活用状況を定期的に確認(アンケート実施) 	<p>アンケート回答</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的にデータ利用者に利用状況アンケートを実施

条項案意見交換

各条項に対して特に留意しているポイント

下記5つの条項案について、特に留意しているポイントは以下のとおり。条項案をもとに委員の皆様からご意見いただきたい



※ポリシー策定においては、都民や企業等がデータ提供・データ利用を安全・安心してできるよう法令、契約、技術の3つの観点を留意する

ポリシー提示方法

ポリシー提示方法

都民が理解しやすいポリシーの提示方法についてご意見をいただきたい

認識している参考事例

NTT docomo
ドコモのパーソナルデータ活用
ダッシュボード

- 全文以外に、ポンチ絵を用いてデータの活用事例・保護・管理等を説明
- データ各に利用同意選択が簡易にできる仕組み構築



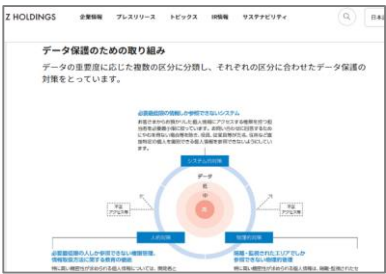
Google
プライバシーポリシー

- 短い動画をページに埋め込み文章の説明を補足



Zホールディングス
プライバシー・セキュリティ

- イラスト・図を用いて視覚的に説明



アメリカ・フランス・イギリスの情報教育制度

- -

いただきたい意見

- 都民が理解しやすいポリシーの提示方法についてご意見をいただきたい
 - 参考事例
 - 条項以外で別出しして示すべきもの
 - どれくらいのレベルまで作りこむべきか

出典:上(NTTドコモ ドコモのパーソナルデータ活用、パーソナルデータダッシュボード) 中(Google プライバシーポリシー) 下(Zホールディング プライバシー・セキュリティ)

今後の進め方

パブリックコメント 実施（現時点予定）

- 12月後半から募集を開始 1月後半〆切
- 掲載内容
 - データガバナンス、プライバシーステートメント、規約、コンプライアンス指針、情報セキュリティポリシー条項案
 - DPFの事業概要
 - 各条項案の作成時に大事にした点、特徴 等
- データ提供者にあたる関係者からの意見聴取がターゲットとして重要と思料
- 東京都戦略政策情報推進本部HPやSNSの他に、ターゲットに近い、スマート東京各種プロジェクトに関わる事業者などへ個別周知や、基礎自治体関係者への周知方法などを検討

今後のスケジュール(現時点予定)

